

## 奈良県公安委員会告示第52号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成21年6月30日

奈良県公安委員会

委員長 山口昌紀

### 1 検定に係る警備業務の種別及び級、実施期日並びに定員

警備業務の種別及び級	実施期日	定員
貴重品運搬警備業務2級	平成21年10月3日（土）午前9時から 午後5時まで	30名
雑踏警備業務2級	平成21年10月24日（土）午前9時から 午後5時まで	30名
施設警備業務2級	平成21年11月21日（土）午前9時から 午後5時まで	30名

各検定とも集合時間は、午前8時30分とする。

### 2 実施場所

橿原市葛本町120番地の3

奈良県警察本部交通部運転免許課

### 3 検定の内容

検定は、学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

### 4 検定対象者

奈良県内に住所を有する者又は奈良県内の営業所に所属する警備員

### 5 検定申請手続

検定を受けようとする者（本人に限る。以下「検定申請者」という。）は、次により申請を行うこと。

(1) 申請期間

平成21年8月3日（月）から同月14日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（定員になり次第受付を終了する。）

(2) 申請場所

ア 奈良県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署（御所警察庁舎及び十津川警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）

イ 奈良県内の営業所に所属する警備員

所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

(3) 提出書類

次の書類を検定申請者が(2)の場所に直接持参して申請すること。

なお、申請に当たっては、運転免許証その他の身分を証明する書類（本人の写真がはり付けられたものに限る。）を提示すること。

ア 検定申請書 1通

イ 写真 2葉

申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

ウ 次の書面のうち該当するもの 1通

(ア) 奈良県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(イ) 奈良県内の営業所に所属する警備員にあつては、奈良県内の営業所に所属することを疎明する書面

(ウ) 奈良県内に住所を有する者であつて奈良県内の営業所に所属する警備員にあつては、(ア)又は(イ)に掲げる書面

6 検定手数料

次に掲げる検定に係る警備業務の種別に応じて、それぞれ次に定める金額を検定申請のときに奈良県収入証紙で納付すること。

(1) 貴重品運搬警備業務及び施設警備業務 16,000円

(2) 雑踏警備業務 13,000円

7 その他

(1) 受検票は、検定当日までに検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(2) 問い合わせ先

ア 奈良県内の各警察署生活安全課（係）

イ 奈良県警察本部生活安全部生活安全企画課

（電話番号0742-23-0110内線3043）